

～子どもたちの学びを高める環境づくり～

就学援助制度 ってなに？



いってきまーす



学用品費や
学校給食費を
援助してもらえて
助かるわ

いってきまーす



就学援助制度とは…



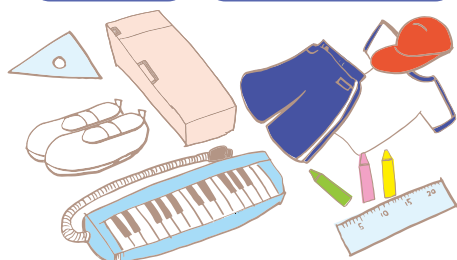
豊中市キャラクター
マチカネくん

学校教育法などに基づいて、小・中学生の子どもがいる家庭に
学用品費や学校給食費などを市が援助する制度です。

【対象】 お子さまを小・中学校に通学させている保護者で、申込みを行う年度の前年の所得の合計が認定基準額以下の方。

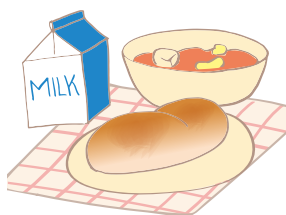
援助の内容

学用品費



新入学学用品費

学校給食費



林間・臨海学舎費

修学旅行費



(上限額あり)

医療費



(対象の疾患が
限られています)

豊中市教育委員会

詳しくは裏面をご覧ください

就学援助費の申込みから受給まで

1. お知らせ配布



毎年5月ごろ
「就学援助制度のお知らせ」
が学校を通じて
配布されます。

2. 申込み手続き



受付場所で申込書を
記入し、提出します。

3. 認定の可否



所得等に基づき
認定の可否が決定され、
結果通知が届きます。

4. 就学援助費の受給



認定後、就学援助費が
支給されます。
(貸付ではありませんので、
返済は不要です。)



Q1 誰でも 利用できますか。

A 小・中学生の子どもがいる
家庭であれば、どなたでも
お申込みできます(所得制限あり)。
豊中市にお住まいの国立・私立学
校の小・中学生も対象です(ただし、
学校給食費・医療費を除く)。

Q2 いつ申込みば いいですか。

A 申込受付は5月下旬か
らです。5月下旬～6月
月上旬を集中受付期間としてい
ますので、なるべくこの期間
にお申込みください。翌年2月
末まで随時受付をします。

Q3 受付場所は どこですか。

A 市役所内のほか、集中受付
期間には庄内公民館、
千里公民館でも受付します。
なお、手続きを確実にを行うため、
郵送での受付は行っていません。

Q4 申込みには、 何が必要ですか。

A ①認印 ②保護者の口座が
わかるもの ③また、被災や
失業など、世帯の状況により別途
書類が必要な場合があります。

Q5 一度認定されたら、 卒業まで認定され 続けますか。

A 認定はその学年限りですので、
毎年申込みが必要です。

Q6 支給額は いくらですか。

A 小中学校の子どもの学年や
人数、申込日によって支給額
が異なります。
詳しくは「就学援助制度のお知らせ」
やホームページをご覧ください。

Q7 いつ 支給されますか。

A 8月末と2月末の年2回
です。集中受付期間以降
のお申込みは、申込日によって
支給日が変わります。

Q8

「所得制限あり」とのことですが、
自分の世帯の所得が基準額内であるかわかりません。
所得基準額を教えてください。

A ご自分の世帯の所得がわからない場合は、まずはお申込みください。
所得基準額の詳細は、「就学援助制度のお知らせ」やホームページをご覧ください。

詳しくは



〈問合せ先〉 豊中市教育委員会事務局 教育総務課 学務係 (豊中市役所 第一庁舎6階)
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話: 06-6858-2553

豊中市ホームページ
就学援助 検索